

政務活動費の執行状況の公開への取り組み

加西市議会では、政務活動費の領収書等を含めた収支報告書に関する書類を平成 21 年度分から市役所の専用カウンターで公開していましたが、平成 27 年度分からは議会のホームページでも公開します。毎年 4 月下旬までに公開することとしています。

加西市議会の政務活動費は、年間に 1 人 10 万円を会派に交付しています。この金額は県下の他の市議会と比較すると少額ですが、税金から交付される政務活動費は適正かつ有効に使われるべきであり、行政の税金の使途を厳しく監視する立場である議会は、その支出について率先して説明責任を果たすべきであることから、インターネットでも公開することに決定しました。

■これまでの取り組み経緯

- 平成 21 年 8 月 政務調査費収支報告（会派別収支明細）を平成 20 年度分から議会だより及び議会ホームページに掲載する。
- 平成 22 年 6 月 加西市議会基本条例を制定し、政務調査費の収支報告書や調査研究報告書（視察報告書）を常時市民が閲覧できるようにすることを規定する。
- 平成 22 年 6 月 条例に基づき市役所 1 階の総合案内横に専用カウンターを置き、領収書等を含む収支報告書や調査研究報告書のコピーを公開する。
- 平成 25 年 2 月 地方自治法の改正により、名称が政務活動費と変更になるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲が広げられたが、その範囲を拡大することはせず、これまで同様の範囲で規定する条例の改正を行う。
- 平成 25 年 9 月 政務活動費を使用した視察の報告書を平成 25 年度分から議会ホームページで公開する。
- 平成 27 年 8 月 視察した議員全員の所感を視察報告書と併せて提出することを決定する。
- 平成 27 年 12 月 議員協議会で領収書等を含む収支報告書のインターネットでの公開を決定する。
- 平成 28 年 2 月 議会運営委員会で政務活動費の執行状況の公開実施要項を改正し、インターネットでの領収書等を含む収支報告書の公開を明文化する。